

総社市告示第81号

総社市勤労者融資利子補給金交付要綱を次のとおり定める。

平成28年6月2日

総社市長 片岡 聡 一

総社市勤労者融資利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三菱自動車工業株式会社水島製作所における軽自動車の生産停止の影響を受けた同社と取引関係にある関連中小企業者及び小規模事業者の勤労者であって、総社市勤労者融資要綱（平成17年総社市告示第96号。以下「融資要綱」という。）に基づき融資を受けたものに対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することにより、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、融資要綱及び総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。

(2) 小規模事業者 中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいう。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付対象者は、第1号から第3号までのいずれかの要件に該当する者であって、かつ、第4号及び第5号のいずれの要件にも該当するものとする。

(1) 協同組合ウイングバレイの加入企業の勤労者

(2) 協同組合ウイングバレイの加入企業又は三菱自動車工業株式会社に、直接、自動車部品等を製造し、又は納品している事業者のうち、同社に対する平成27年度の取引依存度が80%以上の中小企業者及び小規模事業者（三菱自動車工業株式会社の完全子会社は除く。）の勤労者

(3) 三菱自動車工業株式会社に対し、間接的に自動車部品等を製造し、又は納品している事業者のうち、当該取引事業者に対する平成27年度の取引依存度が80%以上の中小企業者及び小規模事業者の勤労者

(4) 平成28年5月の生産指標が前年同月比10%以上減少している事業者の勤労者

(5) 平成28年5月1日から平成28年10月31日までの期間中に融資要綱に基づく融資を受けた勤労者

(利子補給承認申請)

第4条 利子補給を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を添えて、利子補給承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給を行うことを決定するものとする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎月の残高（延滞額を除く。）の総和を年間の月数（12月）で除して得た金額をいう。）に、0.5%を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を添えて、利子補給金交付申請書を、翌年1月31日までに市長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給金の交付の決定を行うものとする。

(請求及び支払)

第8条 利子補給金の交付決定を受けた者は、市長に対し、利子補給金支払請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに利子補給金を支払わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。